資料２－１

新潟県における地域保健医療計画・地域医療構想の推進について

平成31年３月

新潟県福祉保健部

当面の医療計画(5疾病・5事業)の見直し等に関する検討スケジュール(案)

○５疾病・５事業ごとの検討の場と連携しながら、以下の様なスケジュールで検討を進めてはどうか。

厚生労働省　第13回医療計画の見直し等に関する検討会（平成30年９月28日）資料１－１抜粋

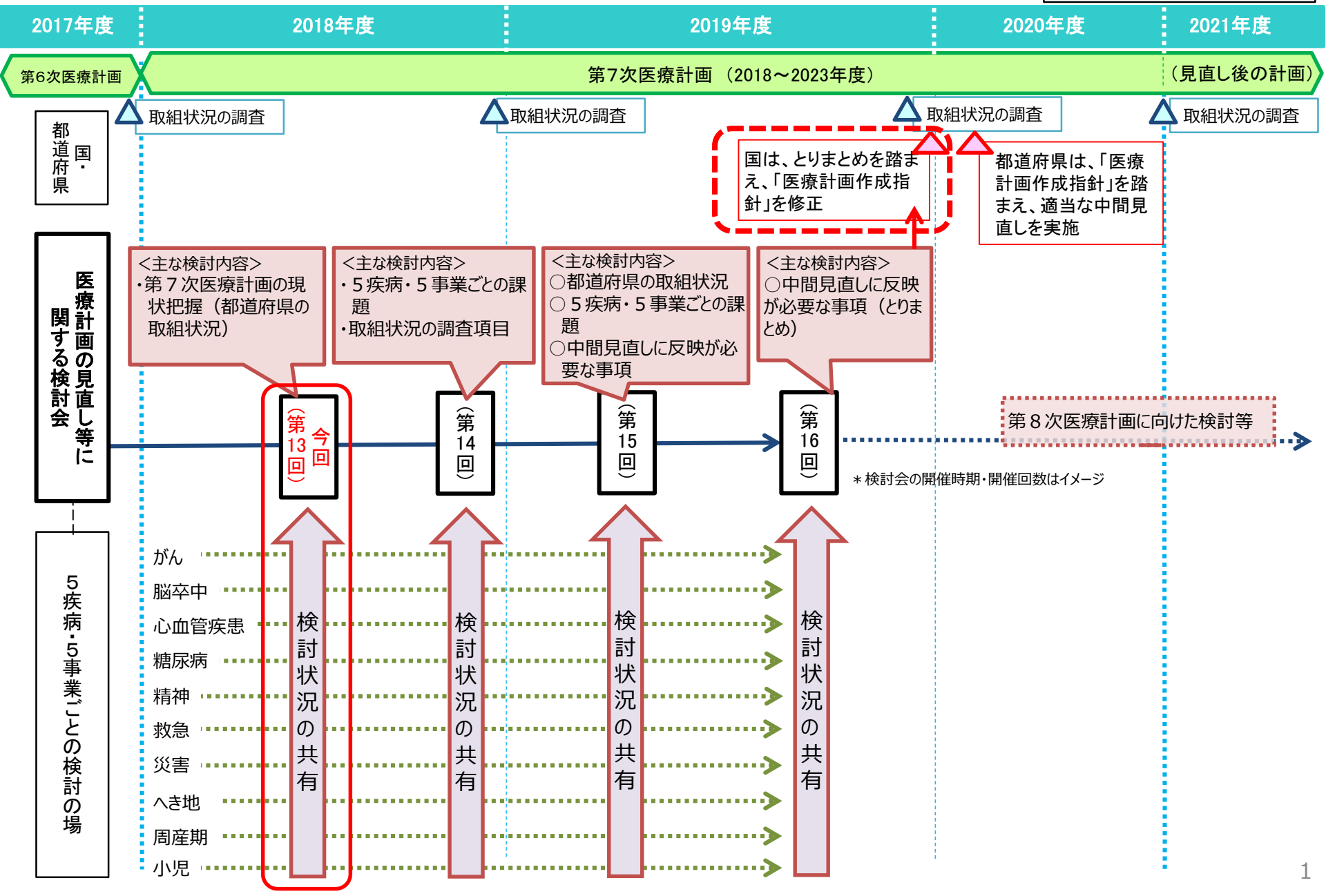

医療計画の中間見直しについて

○ 「医療計画について（平成30年７月31日付け厚生労働省医政局長通知）」記６（６）では、『医療計画については、法第30条の６の規定に基づき、６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること。また、**在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること**。』とされている。

○ 在宅医療については、第８期介護保険事業（支援）計画との整合を図る必要がある。

第７次新潟県地域保健医療計画

Ⅰ　総論
- 第１章　計画の基本的事項
- 第２章　本県の現状と方向性
- 第３章　保健医療圏と基準病床数
- 第４章　新潟県地域医療構想の概要
- 第５章　医療費適正化の推進

Ⅱ　各論
- 第１章　保健医療施策の充実
  - 第１節　５疾病に係る医療連携体制の構築等（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患、認知症）
  - 第２節　５事業及び在宅医療等に係る医療提供体制の構築等（救急、へき地、災害、周産期、小児）
  - 第３節　健康づくりと各種保健医療提供体制の整備
  - 第４節　人材の確保と資質の向上
- 第２章　圏域別重点取組方針

「その他必要な事項」として想定される事項

→ ワーキンググループにおける検討等を踏まえた所要の見直し
→ 厚生労働省通知（医療計画作成指針）の修正に伴う見直し
→ 第８期介護保険事業（支援）計画等との整合性の確保など所要の見直し

目標の中間見直しについて

厚生労働省　第11回医療計画の見直し等に関する検討会
資料１（一部改変）

○　整備目標については、医療計画の中間年及び第７期介護保険事業計画の終期において見直すこととし、その際、協議の場を活用して実績を評価した上で、次の整備目標に反映することを基本とする。

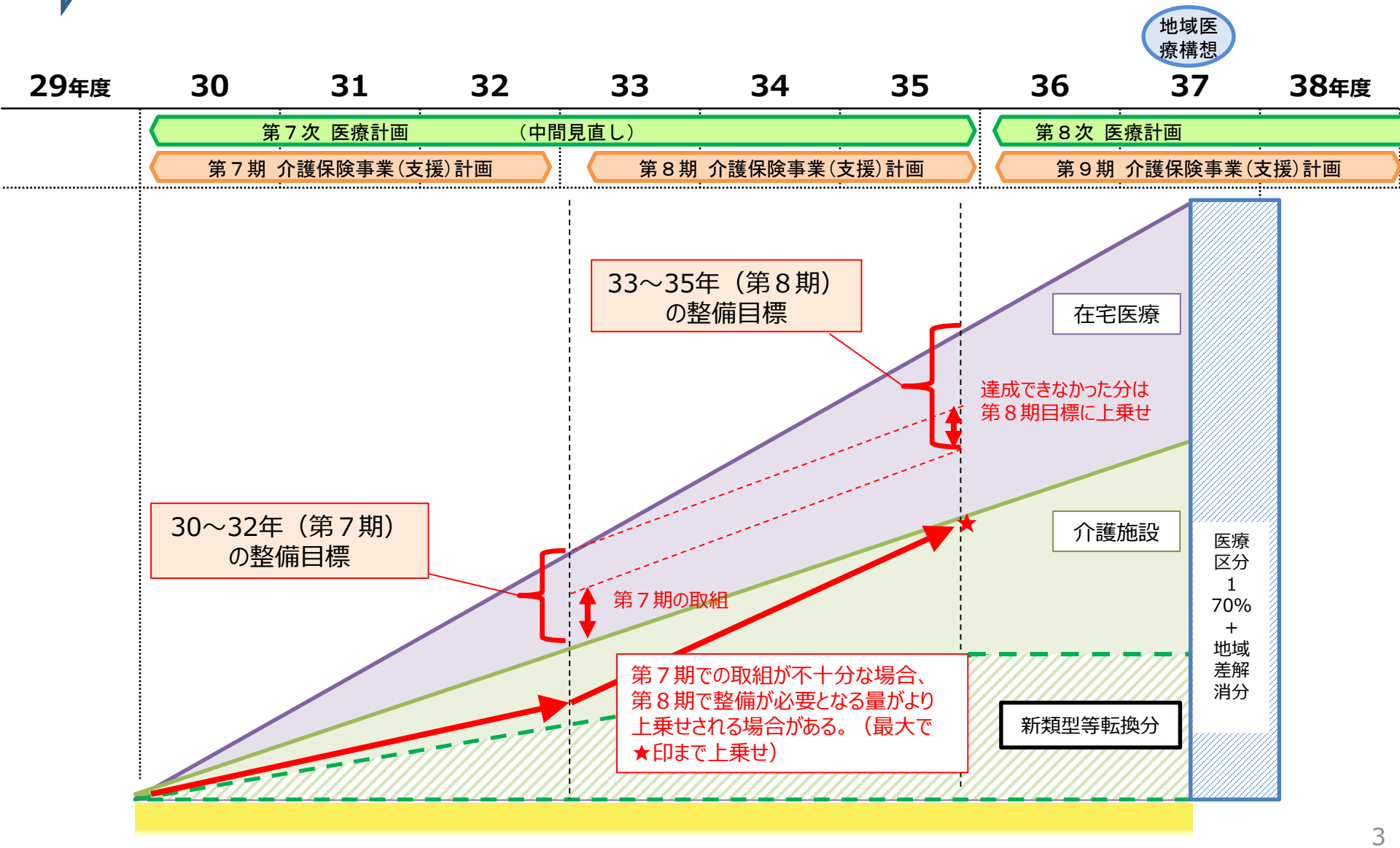

新潟県地域保健医療計画・地域医療構想の推進について

現状

- ワーキンググループにおいては、個別打合せや調査の実施等を含め、論点の整理等が進められている。
- 調整会議においては、「入院医療に関する事項」として、まずは各医療機関の将来の方向性等について一定の共有が図られている。

今後の展開

- ワーキンググループにおける計画の中間見直しを見据えた検討等
- 調整会議における「入院機能に関する事項」についての協議等の継続
- 調整会議における「居宅等における医療の充実に関する事項」についての協議等の着手

対応（案）

- 「地域医療構想・地域保健医療計画推進部会」の場を活用し、各ワーキンググループの検討状況や地域医療構想調整会議の進捗等を確認・共有
- 地域医療構想アドバイザーとの連携や、現状把握のための調査の実施等を通じて、各地域の実情に応じた協議等の継続を支援
- 「居宅等における医療の充実に関する事項」について、地域の実情を踏まえた体制等を検討し、運営を開始

新潟県地域保健医療計画・地域医療構想の推進体制について

○　保健医療推進協議会の専門委員会（推進部会）において、ワーキンググループや調整会議等の進捗を確認し、地域保健医療計画及び地域医療構想の総合的な推進方針等について検討。

○　地域の実情に沿った医療提供体制の確保を図るため、調整会議の役割が重要。

新潟県医療審議会（附属機関）

医療計画

地域医療構想

新潟県保健医療推進協議会

・新潟県地域保健医療計画、地域医療構想の推進に関する総括的な意見等
・専門委員会である「地域医療構想・地域保健医療計画推進部会」における議論の確認等

新潟県地域医療構想・地域保健医療計画推進部会

※県単位の地域医療構想調整会議の位置づけ

・ＷＧ、地域医療構想調整会議の推進方針の検討や進捗状況についての評価等
・地域医療総合確保基金に関する計画や活用状況についての評価等

分野別

ワーキンググループ

・５疾病・５事業及び在宅医療等、人材確保の14の分野ごとの進捗確認や取組の評価、具体的な課題等の整理・分析、計画の見直しに向けた検討等

地域別

地域医療連絡協議会

・新潟県地域保健医療計画「圏域別重点取組方針」についての進捗確認や取組の評価、地域における課題や対応方針の検討等

情報共有（連動）

地域別

地域医療構想調整会議（協議の場）

・2025年以降を見据え、地域の実情に沿った「入院機能」「居宅等における医療」の方向性等について地域の関係者が相互に協議
・具体的な取組や基金等の活用について検討

新潟県地域保健医療計画・地域医療構想推進のロードマップ（イメージ）

○ 第７次新潟県地域保健医療計画の計画期間は2018年度から2023年度までの６年間となっており、中間年となる2020年度に必要な見直しを実施する。

○ 「新潟県保健医療推進協議会」及び「新潟県地域医療構想・地域保健医療計画推進部会」は、毎年度定期的に開催することを基本とし、地域医療構想調整会議やワーキンググループにおける検討状況等を確認する。

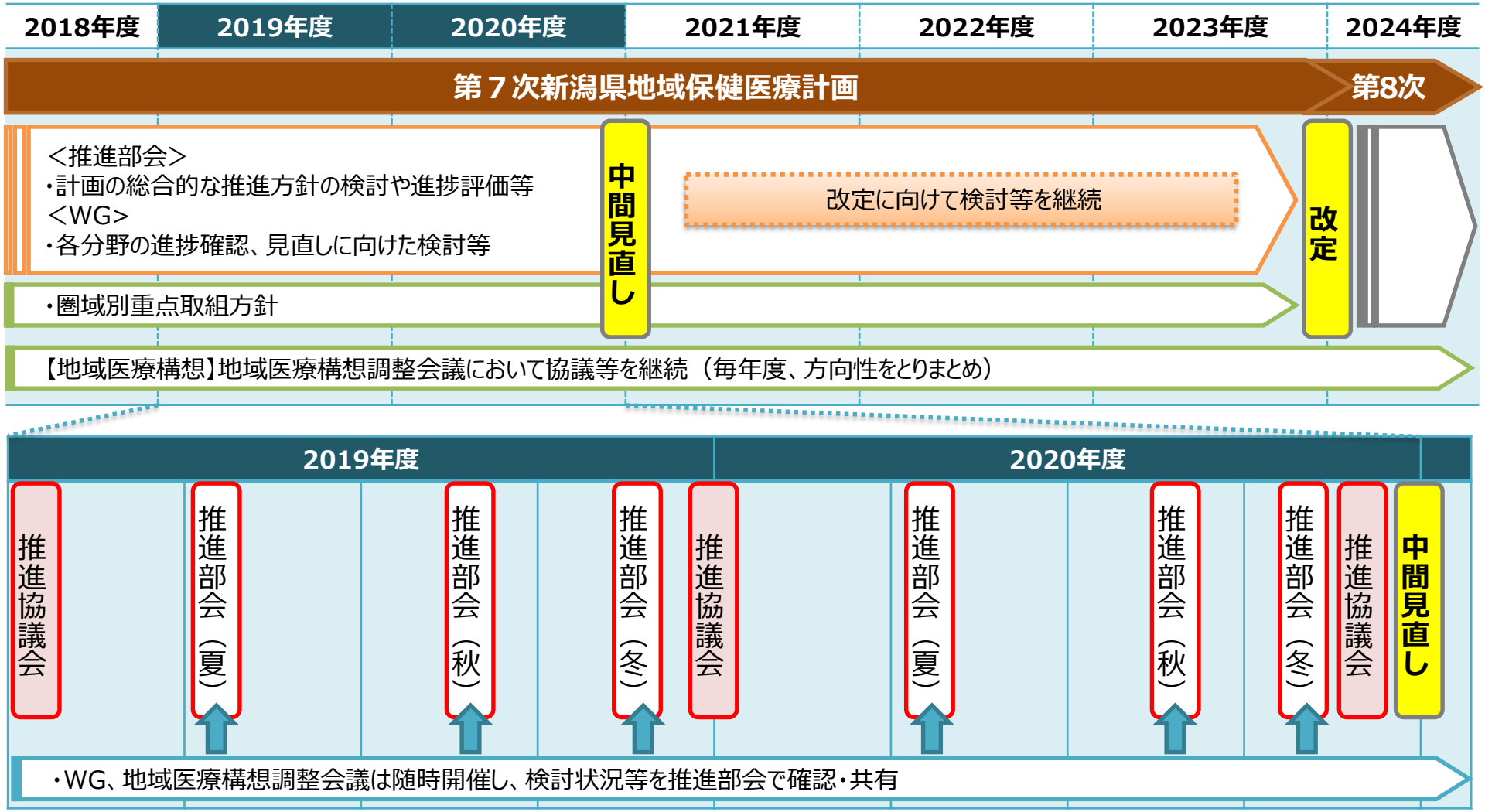

※上記の時期によらず、臨時に開催すること等があり得る。また、書面での意見照会等に代える場合もあり得る。

第７次新潟県地域保健医療計画の中間見直しを見据えた推進について

○ 「地域医療構想・地域保健医療計画推進部会」の場を活用し、各ワーキンググループの検討状況等を確認・共有。

＜現状と課題＞
・各ワーキンググループが動き始めたところであるが、当面、中間見直しを見据えた検討等を進めていくに当たり、基本的な考え方を確認するとともに、今後の検討状況等について、分野横断的に確認、共有していく必要がある。

基本的な考え方（ワーキンググループの役割）

・分野ごとに、本県において目指す方向性（＝求められる姿／アウトカム）を明確化するとともに、実現に向けた具体的な対応方針等を検討、整理する。

中間見直しを見据えたワーキンググループの取組

・当面の運営方針や開催スケジュール等の検討。
・現状把握と課題（懸案事項）の整理。
・目標の設定や進捗の確認、評価。
・計画見直しの検討。
など

推進部会の開催

・各分野の検討状況等を確認、共有し、横断的な検討等を行うため、定期的に開催する推進部会において、適宜、報告を求める。

地域医療構想調整会議のスキームのイメージ

地域医療構想調整会議
（協議の場）

【基本的視点】
➢関係機関の相互連携による「三方よし」の体制づくり（地域（県民）よし、相手よし、自分よし）
➢医療機関をはじめとする関係者の自主的な取組を基本とする（相互の調整、話し合いを優先・尊重）

協議事項の柱①

入院機能（一般病床及び療養病床）に関する事項

将来の病床数の必要量（推計値）等を参考にしながら、それぞれの医療機関が将来（2025年以降）を見据えて担おうとする役割や病床機能を明確化し、その方向性を調整会議で相互に共有・確認する。

それぞれの医療機関において、方向性の実現に向けた取組を進めるとともに、機能分化・連携や役割分担の可能性について協議、検討を継続する 。

・入院から居宅等へ？
・居宅等における医療の需要増？

相互に影響を与え合う関係

・入院機能（主に回復期や慢性期）の必要量に影響？
・居宅等における医療を支える入院医療機関の役割に期待？

協議事項の柱②

居宅等における医療の充実に関する事項

2025年以降の在宅医療等の必要量（推計値）や関係機関の取組状況等を参考にしながら、各地域の課題（懸案事項）を整理し、関係機関ごとの対応の方向性を明確化する。

病床の機能分化・連携

将来にわたる医療提供体制の確保

地域包括ケアシステムの構築

支援
（主に区分Ⅰ）

地域医療介護総合確保基金

支援
（主に区分Ⅱ）

地域医療構想調整会議における協議等の展開について

○　地域医療構想アドバイザーとの連携や、現状把握のための調査の実施等を通じて、各地域の実情に応じた協議等の継続を支援。

＜現状と課題＞
・今後の需要の変化に対応し、将来にわたる医療提供体制の確保を図るため、構想区域ごとに協議等を継続していく必要がある。
・地域の現状把握や認識共有が十分に図られていない面がある。
・病床機能報告では把握できない病棟内の入院患者の実態を確認したいとの意見が挙げられている。

地域医療構想アドバイザーとの連携

・新潟県地域医療構想アドバイザー会議（仮称）を開催し、アドバイザーの助言等を得ながら、地域の実情に応じた協議等の視点や既存データの効果的な活用手法等を検討する。
・検討結果を踏まえながら、地域医療構想アドバイザーに各構想区域の地域医療構想調整会議に参加いただく。

入院患者実態調査の実施検討

・「将来の病床数の必要量（推計値）」に対応した形で病棟内の入院患者の実態を把握するため、各医療機関に診療明細情報の提供を依頼する 。（※医療機関にも一定の作業が生じる。）
・医療機関別、病棟別の調査結果の取扱いについては、地域医療構想調整会議で話し合うこととする。（※医療機関名を明らかにすることについては、消極的な意見もあり得る。）

地域医療構想調整会議における協議等の展開について

○ 「居宅等における医療の充実に関する事項」について、地域の実情を踏まえた体制等を検討し、運営を開始。

＜目的＞
将来（2025年以降）を見据えた「入院以外の医療提供体制」の確保に向け、関係者間の認識共有を図るとともに、地域の課題や必要な対応等を明確化する。

地域の実情を踏まえた運営方針、体制等の検討

地域の将来像についての認識共有

地域の現状や関係機関の取組状況等の確認・共有

地域で求められる体制や必要な機能（懸案事項）、対応方針の検討・協議

取組の方向性（役割分担）の整理・明確化

＜想定される関係機関等＞
市町村（医療／介護担当）、郡市医師会（在宅医療推進センター）、郡市歯科医師会、看護協会（訪問看護ステーション）、病院など

＜運営方針、体制等＞
新たな会議体の設置にこだわらず、既存の会議体の活用なども柔軟に検討。
構想区域単位のほか、郡市医師会単位、市町村単位などでの対応も考えられる。

＜保健所の役割＞（※市町村との連携が重要）
地域の将来像や現状を客観的に確認できるような情報の提供
・慢性期及び在宅医療等の需要量（推計値）
・将来推計人口、世帯数
・介護保険事業計画の内容
・その他統計データ、医療計画作成支援DBなど

一例として、「退院支援」「日常療養の支援」「急変時の対応」「看取り」の視点での検討等が考えられる。

それぞれの関係機関等が地域で取り組んでいく内容を明確化していく。（誰が、何を、いつまでに。）
基金の活用可能性についても検討。

医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

１．医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

２．都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための**「医師確保計画」の策定**、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し　等

３．医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
  都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設　等

４．地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

５．その他【医療法等】

- 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- 健康保険法等について所要の規定の整備　等

施行期日

2019年４月１日。（ただし、２のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、３のうち専門研修に係る事項並びに５の事項は公布日、１の事項及び３のうち臨床研修に係る事項は2020年４月１日から施行。）

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行スケジュール

医療従事者の需給に関する検討会
第22回　医師需給分科会
平成30年９月28日

資料
２－１
一部改変

公布

	施行日	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
主要事項のスケジュール									
医療提供体制 ・地域医療構想 ・第７次医療計画				骨太の方針2017に基づく見直し時期（※）				第７次医療計画	第８次医療計画
三師調査結果公表			2019.12公表（2018年調査）		2021.12公表（2020年調査）		2023.12公表 2022年調査）		2025.12公表（2024年調査）
主な改正内容									
新たな医師の認定制度の創設	2020.4.1施行			認定制度の開始					
医師確保計画の策定	2019.4.1施行		指標策定 / 医師確保計画策定作業	医師確保計画に基づく医師偏在対策の実施					
地域医療対策協議会の役割の明確化等	公布日施行			医師確保について協議する場					
地域医療支援事務の追加	公布日施行			事務の追加					
外来医療機能の可視化／協議会における方針策定	2019.4.1施行		計画策定作業	計画に基づく取組の実施				2024.4.1（改正法の施行日から５年後）を目途に検討を加える	
都道府県知事から大学に対する地域枠／地元枠増加の要請	2019.4.1施行			地域枠／地元枠の要請の開始					
都道府県への臨床研修病院指定権限付与	2020.4.1施行			新制度に基づく臨床研修病院・募集定員の指定					
国から専門医機構等に対する医師の研修機会確保に係る要請／国・都道府県に対する専門研修に係る事前協議	公布日施行			要請／事前協議の開始					
新規開設等の許可申請に対する知事権限の追加	公布日施行			新たな知事権限の運用開始					

※経済・財政再生計画改革工程表　2017改定版（抄）　都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。